

## 皮膚科に受診される患者さんへ

平成30年4月から、皮膚科常勤医師が2名から1名へ減員となるため、現在の診療体制を維持することが困難になりました。そこで、4月1日から以下のように変更になります。

- 予約がなく受診できる患者さんは、以下のような患者さんです。
  - ① 紹介状を持参した患者さん
  - ② 予約をすでにとっている患者さんで急激に病状が悪化した患者さん
  - ③ 入院治療を必要とする重症患者さん
  
- 紹介状を持たない予約外患者さんにつきましては、後日の予約を取って、帰宅していただくか、翌日まで待てない場合には皮膚科開業医への受診をお願いします。

ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

※なお、軽症の患者さんにおかれましては、皮膚科開業医への通院をお勧めいたします。

佐野厚生総合病院 皮膚科